月２回発行　2021年２月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2371号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

次の時代も、皆様とともに
70th Anniversary
労働新聞社

特集Ⅰ

6種の災害を疑似体験

安全衛生トレーニングセンター開設

日揮グループ

特集Ⅱ

入社1年未満へチェックシート

メンタル不調者の予測モデルを併用

インテージHD

ニュース

下限300ルクス以上へ

厚労省検討会　事務所則改正へ

No.2371
2021 2/1

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
安全衛生動画レポートも配信中です

社労士が教える 労災認定の境界線

介護スタッフが入居者の行為でケガ

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21　北海道会
社会保険労務士法人総合労務86オフィスmomo事務所
所長　澤田　めぐみ

第321回

■ 災害のあらまし ■

X事業所は介護施設を運営している。そこで働くAは介護歴10年以上のベテランスタッフである。Aがいつものように認知症の入居者Bをトイレに連れて行くためベッドから起こそうとした際にBが暴れてAの唇を傷つけた。

Aは出血したため、皮膚科Yを受診したところ、口唇裂創と診断され、通院した。

■ 判断 ■

今回の事案は業務上災害なのか、もしくはケガの原因はBが暴れた行為によるものなので、第三者行為災害となるかが争点となった。

結果、Bは認知症を患っており、Bの責任を問うことはできないと判断し、**業務上**と認定された。

■ 解説 ■

業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡をいい、業務上とは、業務が原因となったということ、つまり業務と傷病などの間に一定の因果関係があることをいう（業務起因性）。業務上と認められるためには業務起因性が認められなければならず、その前提条件として業務遂行性が認められなければならない。

業務遂行性は、事業主の指揮命令・管理下で業務に従事している場合、以下の3つが挙げられる。

①担当業務、事業主からの特命や突発事故に対する緊急業務に従事している場合

②担当業務を行う上で必要な行為、作業中の用便、飲水等の生理的行為や作業中の反射行為

③その他労働関係の本旨に照らし合理的

と認められる行為を行っている場合など

今回、AはBの介助を行っていた際にケガをしたもので、Aのケガは業務起因性、業務遂行性ともに認められる。

次に第三者行為災害について検討する。

「第三者行為災害」とは、労災保険給付の原因である災害が第三者（※）の行為などによって生じたもので、労災保険の受給権者である被災労働者または遺族（以下「被災者等」という）に対して、第三者が損害賠償の義務を有しているものをいう。

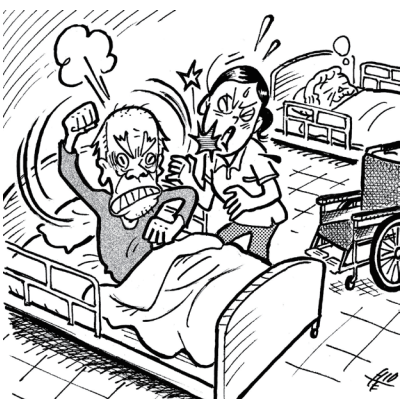
※「第三者」とは、当該災害に関する労災保険の保険関係の当事者（政府、事業主および労災保険の受給権者）以外の者のことをいう（厚生労働省「第三者行為災害のしおり」より）。

第三者行為災害に該当する場合には、被災者等は第三者に対し損害賠償請求権を取得すると同時に労災保険に対しても給付請求権を取得することとなる。この場合、同一の事由について両者から損害のてん補を受けることになれば、実際の損害額より多くが支払われ不合理となる。また、本来被災者等への損害のてん補は、政府によってではなく、災害の原因となった加害行為などに基づき損害賠償責任を負う第三者が最終的には負担すべきものであると考えられる。

このため、労働者災害補償保険法第12条の4において、第三者行為災害に関する労災保険給付と民事損害賠償との支給調整を次のように定めている。

①先に政府が労災給付をしたときは、政府は、被災者などが第三者に対して有する損害賠償請求権を労災保険給付の価額の限度で取得する（政府が取得した損害賠償請求権を行使することを「求償」という）

②被災者等が第三者から先に損害賠償を



受けたときは、政府は、その価額の限度で労災保険給付をしないことができる（「控除」）

今回、Aのケガの原因はBによる暴力であることは明白である。ただ、Bが認知症を患っていたことを鑑みて、Bの責任能力を問うことができるかが争点となった。

責任能力とは、一般的に自らの行った行為に対して責任を負うことができる能力をいう。刑法においては、事物の是非・善悪を弁別し、かつそれに従って行動する能力をいう。また、民法では、不法行為上の責任を判断し得る能力をいう。

認知症とは認知障害の一種であり、後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が不可逆的に低下した状態をいう。医学的には「知能」の他に「記憶」「見当識」を含む認知障害や「人格変化」などを伴った症候群として定義される（Wikipediaの「認知症」より一部抜粋）。

以上のことから、Bは認知症により事物の是非・善悪を判断できる状況にはないと認められ、第三者行為災害ではなく、業務上災害として認定されたと考えられる。

◇ SRアップ21：www.srup21.or.jp